

普通保険約款および特約の内容については、東京海上日動のホームページにてご参照いただけます。お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動へお申し付けください。

事故のご連絡・ご相談は
東京海上日動安心110番(事故受付センター)
 事故は119番・110番
0120-119-110
 受付時間●24時間365日

保険の内容に関するご不満・ご要望は
東京海上日動(お客様相談センター)にて承ります。
0120-071-281
 受付時間
 ●平 日:午前9時~午後8時
 ●土・日・祝日:午前9時~午後5時(年末年始を除きます)

保険会社との間で問題を解決できない場合は
 (社)日本損害保険協会(そんがいほけん相談室)にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関をご紹介します。
0120-107-808
 携帯電話・PHS等からは03-3255-1306をご利用ください。
 受付時間●平日:午前9時~午後6時
 (土・日・祝日はお休みとさせていただきます)

「おからだのもしも」や「暮らしのトラブル」もサポート。
 「セキスイハイムオーナーズ保険」に個人でご加入のお客様とご家族のみなさまのためのサービスです。すべてのご契約でご利用いただけます。
 ※各サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

メディカルアシスト 0120-708-110 受付時間●24時間365日
 個人のご契約者・被保険者とそのご親族にご提供します。東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

<p>緊急医療相談 常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。</p> <p>医療機関案内 夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。</p>	<p>がん専用相談窓口 がんに関するさまざまなお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。</p> <p>予約制専門医相談 さまざまな診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。</p>	<p>転院・患者移送手配 転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続等、一連の手配の一切を承ります。 ※実際の転院移送費用はこのサービスの対象外です。</p>
--	---	---

事故防止アシスト <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>
 実際の画面は変更となる場合があります。東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します。

エリア別事故マップ(住まい)
 東京海上日動のホームページで事故や犯罪・災害防止情報や、ご自宅周辺で発生した事故情報をご提供します。ご利用にあたっては、保険証券記載のパスワードが必要となります。



◆お問い合わせ先

〈取扱代理店〉
セキスイ保険サービス株式会社
 〒530-8565 大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル) TEL.06-6365-4091

〈引受保険会社〉
東京海上日動火災保険株式会社
 〈担当課〉
 関西営業第一部営業第二課 〒540-8505 大阪市中央区城見2-2-53
 化学産業営業部営業第一課 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

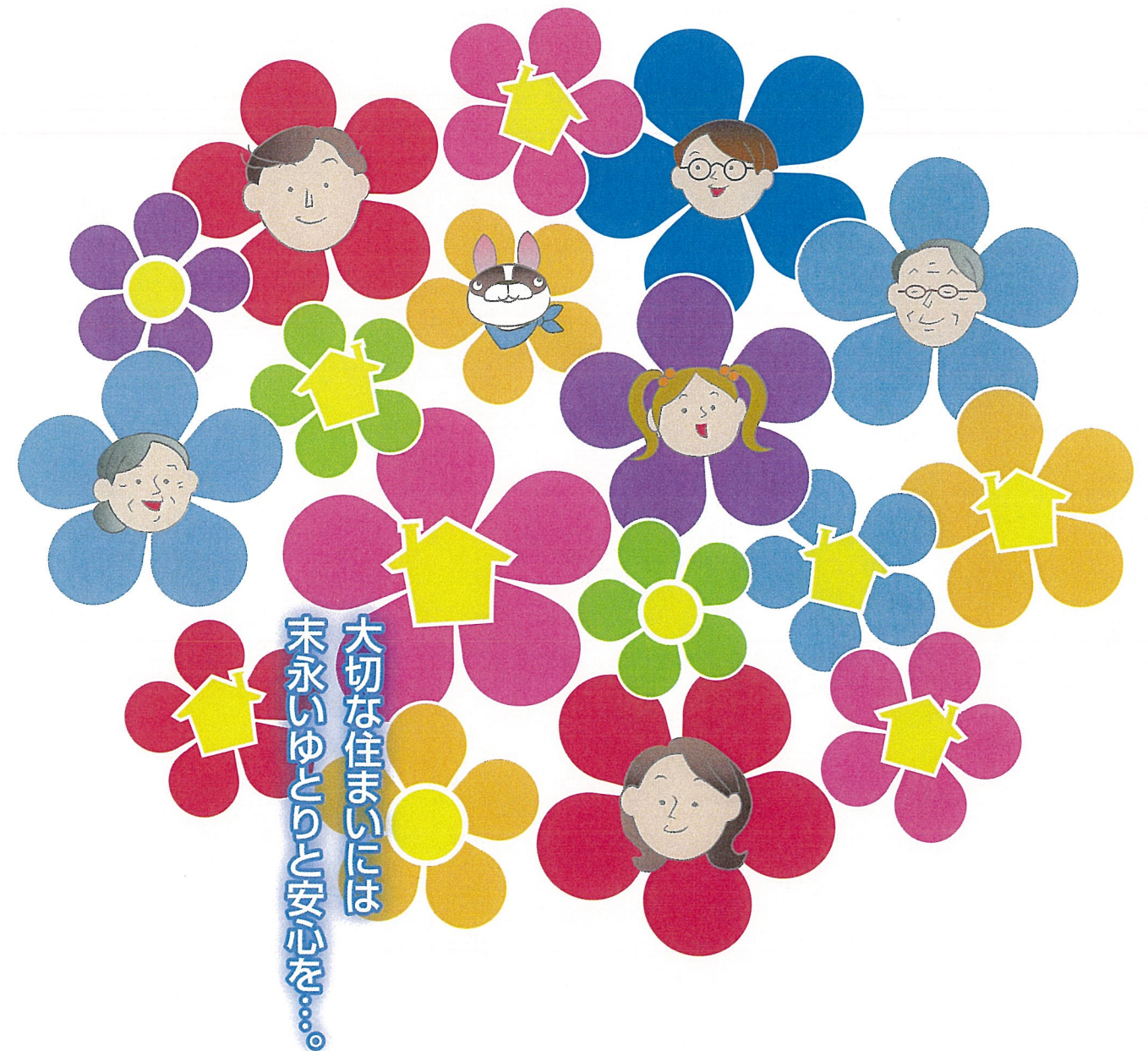
セキスイ保険サービス株式会社
 (西日本)TEL.06-6365-4091 (東日本)TEL.03-5521-0760

2009年10月作成 | 3910-09-094

セキスイハイムのオーナーのみなさまのためにご用意しました。

セキスイハイム オーナーズ保険

「セキスイハイムオーナーズ保険」は東京海上日動火災保険株式会社「トータルアシスト住まいの保険」のセキスイハイム用販売タイプのペットネームです。本冊子は「トータルアシスト住まいの保険」のパンフレット兼重要事項説明書です。



セキスイハイム。

建物はもちろん、家財や地震に対しても 住まいの保険を総合的にお考えください。

ご存知ですか？

- ポイント1 火災保険は火災だけではなく、水濡れ・盗難などの家庭での日常リスクも補償されます。
- ポイント2 家電製品や衣類・食器などは、建物保険では補償されません。
- ポイント3 地震を原因とする火災は、火災保険では補償されません。



『建物保険』 ※詳しくは5～7ページをご参照ください。

火災や台風などの自然災害はもちろん、さまざまな費用も補償！
ご契約は、「3タイプ」からお選びいただけます。

お住まいの復旧に必要な「思いもよらない費用」もお支払いします。

必要に応じて「さまざまなオプション」をお選びいただけます。

補償は「再取得価額」ですので、ご安心ください。

「再取得価額」とは…
ご契約金額を限度として同等の新築建物等を取得するために必要な金額です。

※建物保険の対象には 門、塀、垣や外灯などの敷地内に所在する屋外設備を含みます。



『家財保険』で大切な家財もしっかり補償！ ※詳しくは5～7ページをご参照ください。

思いもよらないリスクから家族の必需品を守ります！

建物保険では家財は補償されません。
家財の損害については、別途家財保険を
ご契約いただく必要があります。

家財の値段(価値)は予想以上に高額です！

ご夫婦とお子様2名(世帯主の年齢30歳代)でお住まいの方の一例です。再取得価額で算出したものです。

キッチン、バスルーム	リビングルーム	和室	子供部屋
食器戸棚……………11万円 冷蔵庫、オープン……………23万円 食器類、調理器具……………25万円 食堂テーブル・いす……………10万円 洗濯機……………12万円 その他……………29万円 計 110万円	応接セット、サイドボード……………25万円 じゅうたん・カーテン等……………10万円 テレビ・DVD……………42万円 CD・ステレオ……………28万円 パソコン・プリンター等……………48万円 その他……………25万円 計 178万円	和・洋タンス、整理タンス……………44万円 婦人和服……………120万円 紳士・婦人コート、スーツ、他衣類……………466万円 寝具(客用含む)……………14万円 本棚・書籍……………19万円 化粧台・化粧品一式……………25万円 その他……………110万円 計 798万円	学習用具(机、本棚等2人分)……………17万円 寝具(2人分)……………17万円 衣類(2人分)……………105万円 おもちゃ一式……………21万円 その他……………43万円 計 203万円

なんと
合計1,289万円

建物の面積による
ご契約金額の目安

33㎡未満……………	560万円
33～66㎡未満……………	920万円
66～99㎡未満……………	1,160万円
99～132㎡未満……………	1,510万円
132㎡以上……………	1,840万円

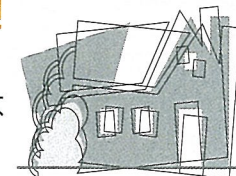
※家財の補償額は1口:100万円～99口:9,900万円まで口数で設定し、設定した範囲内で実際の損害額をお支払いします。
 ※高額貴金属等(1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等)は1事故あたり合計100万円まで補償します。
 ※また追加の保険料をいただくことで、限度額を500万円または1,000万円に増額することも可能です。
 ※併用住宅の場合、追加の保険料をいただくことで、設備・什器、商品・製品も補償することが可能です。

『地震保険』もプラスして万一の備えを！ ※詳しくは7ページをご参照ください。

大地震での近所からの「もらい火」なども補償します！

火災保険では、地震・噴火・津波を原因とする火災等の損害については地震火災費用保険金を除き、保険金は支払われません。

地震等による損害については、別途地震保険をご契約いただく必要があります。

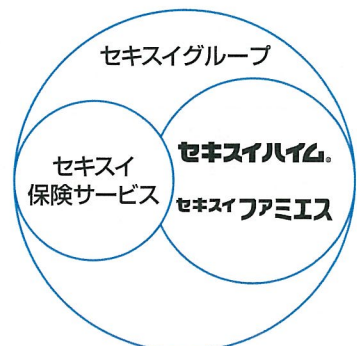


セキスイグループの総合サポートで 保険をより身近で、 より安心にお届けします。

「セキスイハイムオーナーズ保険」は
セキスイハイム・ツーユーホームを
お建ていただいたオーナー様のために
ご用意させていただきました
住まいの保険です。
万一、事故の場合には
セキスイグループ一丸となって
安心サポートをご提供いたします。



セキスイハイムオーナーズ保険



セキスイハイムの担当に連絡をいただくだけで、
その後の補修や保険金のご請求は
グループ内で連携をとり、対応させていただきます。

一般の火災保険



補修依頼から
保険金のご請求まで、それぞれに
連絡、対応していただく必要があります！

セキスイハイムで、過去に起こった事例のご紹介
例えば…こんな時、保険でいくら補償されるの!?

火災リスク
**火災、破裂、爆発
(建物)**

リビングルームで火災が発生
出火元は水槽の殺菌灯だった

支払保険金…約 **730万円**
壁・床・天井・建具など

火災リスク
**落雷
(家財)**

落雷による過電流で
テレビ・ビデオなどが破損した

支払保険金…約 **13万円**
テレビ・ビデオデッキ

自然災害リスク
**風災、雹災
(建物)**

平成18年の台風13号で
建物が被害を受けた

支払保険金…約 **580万円**
外壁・シャッター・フェンス・
カーポート屋根など

自然災害リスク
**水災
(建物)**

平成16年の台風16号の大雨で
床上浸水となった

支払保険金…約 **1,060万円**
内装・床組・建具など

日常災害リスク
**物体の落下・飛来・衝突等
(建物)**

ガレージにバイクが衝突し、
門扉が動かなくなった

支払保険金…約 **39万円**
ガレージ門扉

日常災害リスク
**盗難
(家財)**

空き巣に入られ、窓ガラスが破損、
現金約9万円と時計などを盗まれた

支払保険金…約 **127万円**
指輪・現金・デジタルカメラ・
腕時計など

※ご加入のタイプによって、お支払いの対象とならない場合やお支払い金額が異なる場合があります。

建物・家財にかかわるリスクと、復旧に必要な修理費用もしっかり補償します。
3タイプの『セキスイハイムオーナーズ保険』をご用意しました。

商品のしくみ 東京海上日動の「トータルアシスト住まいの保険」は、
契 住まいの保険で、火災や風災などの災害から守ります。 + 地震保険で地震からも守ります。 + アシストで、日常生活もサポート。



実際にかかった修理費を基準に保険金をお支払いします!

ご契約タイプは、お客様のご希望にあわせてお選びいただけます。

	火災リスク		自然災害リスク		日常災害リスク				
	1 火災、破裂、爆発	2 落雷	3 風災、雹災、雪災	4 水災 *1	5 水濡れ *2	6 盗難	7 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	8 労働争議に伴う暴力・破壊行為等	9 左記以外の偶然な事故による破損等
建物									
家財									
ワイドタイプ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
スタンダードタイプ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
スリムタイプ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

すべてのリスク共通の免責金額(自己負担額)は5千円です。

お支払いする保険金は (損害額(修理費) - 免責金額(自己負担額)) です。(支払限度額(保険金額)を上限とします)
 免責金額(自己負担額)とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。

*1 床上浸水、地盤面から45cmをこえる浸水、または損害割合が30%以上の場合に補償します。
 *2 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。

家財の盗難事故の場合、保険証券記載の建物内に収容される通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。
 ※家財保険をご契約の場合のみ補償します。

家財の保険期間が6年以上の場合、家財の破損のリスクは補償しませ

さらに、思わぬ出費もカバーされるので安心!

損害保険金(1~9)以外にも、さまざまな費用をお支払いします。

※5~6の費用の合計額は損害保険金のお支払い額を上限とします。 ※お支払いする保険金の概要については8ページをご参照ください。



費用リスク								
A 臨時費用補償特約	B 残存物取片づけ費用保険金	C 損害原因調査費用保険金	D 仮修理費用保険金	E 修理付帯費用保険金	F 損害拡大防止費用保険金	G 請求権の保全・行使手続費用保険金	H 失火見舞費用保険金	I 水道管凍結修理費用保険金



マークのご説明



契約概要
ご契約いただく保険の内容を
理解していただくために
必要な情報です。



注意喚起情報
お客様にとって不利益とな
る事項等、特にご注意いた
だきたい情報です。



申請書上での確認項目
申請書上で確認していただ
きたい項目です。右下の数字
は、申請書の番号です。



さらに、オプション(追加の補償)もご用意!

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。

Option

賠償責任リスク

個人賠償責任補償特約 *4 *5

他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の賠償費用を補償します(国内外の事故を補償します)。国内の事故については「示談交渉サービス(賠償事故解決に関する特約)」が自動セットされます。
支払限度額(1事故あたり)
国内:1億円 国外:1億円

その他のリスク

類焼損害補償特約 *6

ご自宅からの出火により、ご近所の住宅や家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても修復費用の不足分を補償します。

支払限度額(1事故あたり)
1億円

- *4 被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の特約をご契約されている場合には、補償が重複する場合があります。ご契約にあたっては、他の保険の特約の補償内容を十分ご確認ください。
- *5 この特約は「本人」の指定が必要です。「本人」とは主契約の被保険者または契約者で、かつ保険の対象である住宅に居住している方となります。
- *6 この特約をご契約いただく場合には、原則「個人賠償責任補償特約」とあわせてご契約いただけます。



「地震保険」もプラスして万一の備えを!

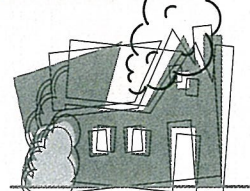
地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物や家財に一定の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

「火災保険」では、地震・噴火・津波を原因とする火災等の損害については地震火災費用保険金を除き、保険金は支払われません。地震等による損害については、別途地震保険をご契約いただく必要があります。

地震による火災で
建物や家財が
焼失した



地震で
建物や家財が
損壊した



津波によって
建物や家財が
流失した

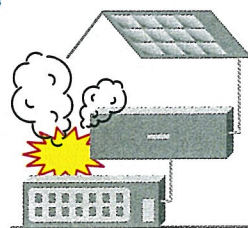


損害の程度 *7	お支払いする保険金の額
全 損	地震保険のご契約金額の100%(時価が限度) *8
半 損	地震保険のご契約金額の50%(時価の50%が限度) *8
一 部 損	地震保険のご契約金額の5%(時価の5%が限度) *8

- *7 認定方法については「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
- *8 時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

- 地震保険は住まいの保険とあわせてご加入いただけます(住まいの保険のご契約期間の途中でご加入いただくことも可能です)。
- お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円(平成21年4月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減される場合があります。
- 一定の適用条件を満たした場合、保険料の割引があります。10ページをご参照ください。

建物電氣的・機械的の事故 *3

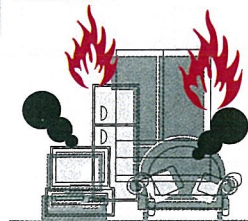


家財は補償しません

*3 建物電氣的・機械的の事故の補償を外すこともできます。



地震火災費用保険金



お支払いする保険金の概要



普通保険約款でお支払いする保険金

損害保険金	普通保険約款で補償する事故(火災、落雷、破裂・爆発、風・雹・雪災、水災、建物外部からの物体の落下、飛来・衝突等、給排水設備に生じた事故による水濡れまたは他の戸室で生じた事故による水漏れ、騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為、盗難、破損等*)によって保険の対象が損害を受けた場合にお支払いします。 *保険金をお支払いする事故はご契約の内容によって異なります。
残存物取片づけ費用保険金	損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用をお支払いします。
損害原因調査費用保険金	損害が生じた保険の対象を復旧するために必要なその損害の原因の調査費用をお支払いします(修理付帯費用保険金の一部としてお支払い)。
仮修理費用保険金	損害が生じた保険の対象の仮修理の費用をお支払いします(修理付帯費用保険金の一部としてお支払い)。
修理付帯費用保険金	●損害の範囲を確定するために必要な調査費用(損害範囲確定費用)をお支払いします。 ●損害が生じた保険の対象を再稼動するための点検や調整に必要な費用(試運転費用)をお支払いします。 ●損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(仮設物設置費用)をお支払いします。 ●損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用(残業勤務・深夜勤務などの費用)をお支払いします。
損害拡大防止費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用(消火薬剤のつめかえ費用等)をお支払いします。
請求権の保全・行使手続費用保険金	他人に損害賠償の請求ができる場合、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用をお支払いします。
失火見舞費用保険金	建物から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣など第三者の所有物に損害が生じたときの第三者への見舞費用をお支払いします。1事故1世帯あたり50万円。ただし、支払限度額(保険金額)の20%までとします。
水道管凍結修理費用保険金	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、修理したときの修理費用をお支払いします。1事故あたり10万円を限度とします。
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象(建物・家財)が以下の損害を受けた場合に、支払限度額(保険金額)の5%をお支払いします。ただし、1事故1敷地内あたり300万円を限度とします。 建物:半焼以上(20%以上の損害) 家財:家財を収容する建物が半焼以上(20%以上の損害)または家財が全焼(80%以上の損害)

建物付属機械設備等電氣的・機械的の事故補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害保険金	建物の機械設備に電氣的または機械的の事故が生じ、故障した場合の修復費用を補償します。1事故あたり建物の支払限度額(保険金額)とします。 *破損等リスクを補償している場合にご契約いただけます。
-------	--

個人賠償責任補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害賠償金	日本国内または国外において住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故、日常生活に起因する偶然な事故によって、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、保険金をお支払いします。
損害防止費用	損害の発生および拡大防止のために必要または有益な費用をお支払いします。
請求権の保全・行使手続費用	他人に損害賠償を請求することができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために必要な費用をお支払いします。
緊急措置費用	損害の発生および拡大防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないと判明したときにおいて、その手段を講じたことによって必要とした費用のうち次の①または②に該当する費用をお支払いします。 ①応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために必要とした費用 ②あらかじめ東京海上日動の書面による同意を得て支出した費用
その他の費用	「示談交渉費用」「協力義務費用」「争訟費用」または「訴訟の判決による遅延損害金」をお支払いする場合があります。

類焼損害等補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

類焼損害保険金	お住まいから発生した火災、破裂または爆発によって、ご近所の住宅・家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分な復旧ができない場合に不足分をお支払いします(法律上の損害賠償責任の有無は問いません)。
---------	--

臨時費用補償特約でお支払いする保険金

臨時費用補償保険金	事故によって損害保険金が支払われる場合(通貨等の盗難、破損等を除きます)に必要なさまざまな臨時費用として、損害保険金の10%をお支払いします。支払限度額(1事故あたり):保険の対象(建物や家財等)ごとに100万円
-----------	--

家財補償特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害保険金	保険の対象である家財が、建物内で、普通保険約款で補償する事故(補償する事故はご契約の内容によって異なります)によって損害を受けた場合にお支払いします。
-------	---

*「残存物取片づけ費用」「損害の確認の調査費用」「損害の範囲を確定するために要する調査費用」「仮修理費用」は、上記「普通保険特約でお支払いする保険金」と同様です。

ご契約時にご確認いただきたいこと

ご契約前に必ずご理解していただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

以下の①～⑩については申込書上に記載されている番号と一致しています。申込書記載の内容と照らし合わせてご確認ください。ご不明な点や疑問点がありましたら、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

① 被保険者(補償を受けられる方)

被保険者(補償を受けられる方)とは、保険の対象の所有者で、事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。共有名義の場合には、全ての所有者をご指定いただきます。なお、賠償責任などの特約をご契約される場合は、被保険者本人のご指定が必要です。

② 保険の対象の所在地・物件種別・構造級別

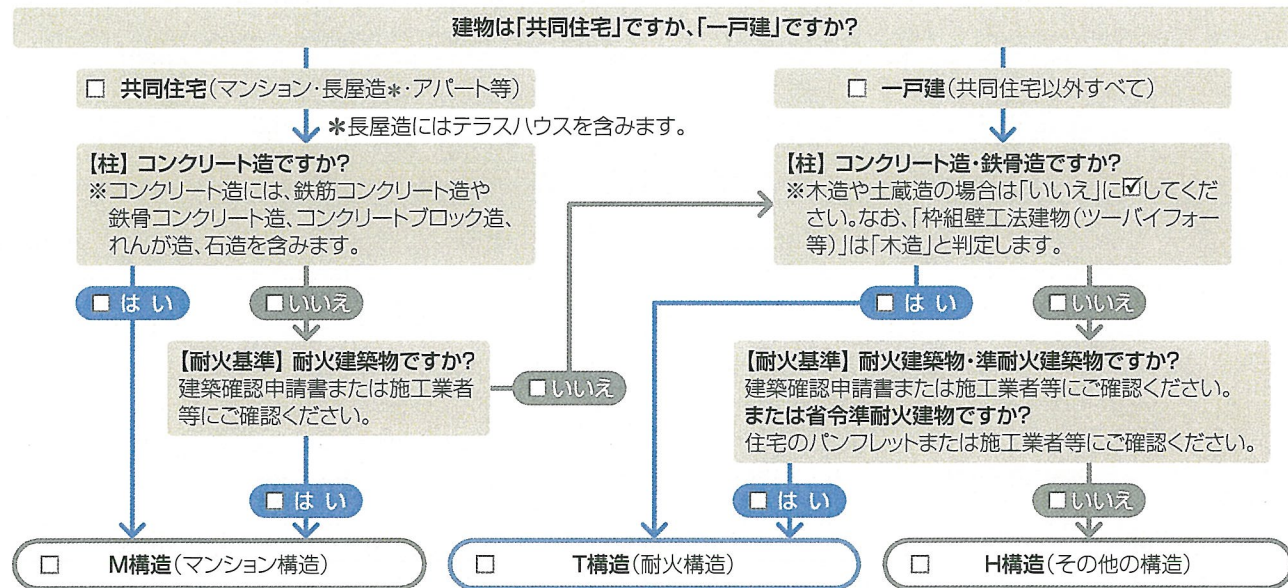
保険の対象の所在地について
 保険の対象となる建物の所在地です。ご契約者住所と異なる場合は必ずご契約者住所とは別に指定いただきます。
物件種別(専用住宅・併用住宅)について
専用住宅…住居のみに使用する建物です。
併用住宅…住居として使用するとともに、店舗や事務所等の事業に

も使用する建物です。用途(事業の内容)に応じてご契約時に必ず職業区分を選択していただきます。
 ※住まいの保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、住まいの保険をいったん解約していただき、東京海上日動よりご案内する別の保険商品へと切り替えていただく必要があります。その場合、補償内容が住まいの保険と一部異なることがありますので予めご了承ください。

構造級別について
 建物の構造級別は保険料を決定する上で重要な項目です。以下の事項をご確認の上、「構造級別判定フローチャート」に従って、必ず図してご確認ください。
構造級別判定のしくみ
 建物の構造級別は「コンクリート造」「鉄骨造」「木造」といった【柱】の種類に着目して判定します。ただし、「耐火建築物」「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」のように建物全体の耐火性が優れている場合は、「木造」であってもこの建物の性能に応じた【耐火基準】を優先して構造級別を決定します。

【耐火基準】で判定する場合には、建築確認申請書等の建物の耐火性能が判定できる書面に施工業者または不動産業者(以下、施工業者等といいます)による証明書をご提出いただく場合があります。(住宅のパンフレット等で確認できることもあります)
 ※建物の柱が複数の異なる種類で建築されている場合は、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動までお問い合わせください。

構造級別判定フローチャート フローチャートに従い図してください。



「耐火建築物」「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性があります。特に【柱】が「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

③ 評価額の算出・支払限度額(保険金額)の設定

住まいの保険の場合
建物の評価額の算出方法について
 建物の評価額を算出するための基準は「再取得価額」です。
再取得価額…保険の対象を、修理、再築・再取得するために必要な額をベースにした評価額です。
 建物の評価額の算出方法は以下の通りです。
 ①年次別指数法: 建築年および建築価額が判明している場合に、建築価額に年次別指数を乗じて算出します(建築価額に土地代は含まれません)。

②新築費単価法: 専有面積が判明している場合に、新築費の1平方メートル(m²)単価を面積に乗じて算出します。
 ③その他の方法: 上記①②以外の合理的な算出方法(申込書の評価方法には「その他」と表示されます)。
 ※6年以上の保険期間でご契約いただいた場合には、物価の変動等によって評価額の見直しを行っていただくことがあります。
 ※門、塀、垣の金額や車庫等の付属建物の金額は評価額に含まれます。外灯等の屋外設備の金額は評価額に含まれません。
支払限度額(保険金額)の設定について
 支払限度額(保険金額)は、万一の事故の際にお受け取りいただける保険金の上限額です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられ

るようお決めください。
建物…評価額を支払限度額(保険金額)として設定します。*1
家財・設備・什器…ご希望に応じて1口単位で支払限度額(保険金額)を設定します(1口は100万円、5口の場合は500万円。所有されている金額がご不明な場合は下記*2をご参照ください)。事故が発生した場合には、設定した金額の範囲内で実際の損害額を免責金額(自己負担額)を差し引いてお支払いします。*3 *4 *5
 *1 他の保険契約等をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した支払限度額(保険金額)が評価額を超える場合は、超えた部分に対する保険料が無駄となる場合があります。
 *2 家財について、所有されている金額がご不明な場合は、下記の目安を参考に支払限度額(保険金額)を設定してください。
家財の所有金額の目安
 33㎡未満 …… 560万円 33～66㎡未満 …… 920万円
 66～99㎡未満 …… 1,160万円 99～132㎡未満 …… 1,510万円
 132㎡以上 …… 1,840万円
 *3 家財または設備・什器の盗難事故の場合、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。
 *4 家財または設備・什器のうち、高額貴金属等の1事故あたりの支払限度額(保険金額)は100万円です。追加の保険料をいただくことで、500万円または1,000万円に増額することが可能です。ご希望される場合はセキスイ保険サービスまたは東京海上日動にご相談ください。
 *5 保険期間が5年の場合、破損等リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額(保険金額)を50万円を設定します。

地震保険の場合
保険金額の設定について
建物・家財…建物、家財ごとに、住まいの保険の支払限度額(保険金額)の30%～50%の範囲で地震保険の保険金額をお決めください。ただし、**建物は5,000万円、家財は1,000万円**が限度となります。また、事故が発生した場合には、再取得価額ではなく時価額を基準に保険金をお支払いします。
 ※すでに他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。詳細はセキスイ保険サービスまたは東京海上日動にお問い合わせください。

④ 地震保険の割引

地震保険については、条件を満たす建物および家財に以下の割引を適用することができます。割引適用には所定の確認資料のご提出が必要です。なお、以下の割引は重複して適用することはできません。
建築年割引(10%)
 ●適用の条件: 保険の対象である建物もしくは家財を収容する建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること
 ●必要な確認資料: 「建物登記簿謄本(写)」等の、対象建物の新築年月*6が確認できる公的機関が発行する書類(写)
 *6 新築年が昭和57年以降である場合には新築年
耐震等級割引(等級に応じて10%・20%・30%)
 ●適用の条件: 保険の対象である建物もしくは家財を収容する建物が、日本住宅性能表示基準に定める「耐震等級」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級」を有している建物であること
 ●必要な確認資料: 「建設住宅性能評価書(写)」(契約時に交付されていない場合は、「設計住宅性能評価書(写)」または「耐震性能評価書(写)」)
免震建築物割引(30%)
 ●適用の条件: 保険の対象である建物もしくは家財を収容する建物が、日本住宅性能表示基準に定める「免震建築物」に該当する建物であること
 ●必要な確認資料: 「建設住宅性能評価書(写)」(契約時に交付されていない場合は、「設計住宅性能評価書(写)」)
耐震診断割引(10%)
 ●適用の条件: 保険の対象である建物もしくは家財を収容する建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること
 ●必要な確認資料: 国土交通省の定める基準に適合することを証明した書類(写)、耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を

受けるための証明書(写)

⑤ 保険料の払込方法等(保険期間・責任開始日時)

保険料の払込方法について
 住まいの保険の保険料の払込方法は一時払となります。地震保険は、保険期間が5年の場合は一時払、6年以上の場合は口座振替による保険期間1年の自動継続となります。
 ※(口座振替の場合)払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月に再度保険料が請求されます。東京海上日動に複数のご契約がある場合、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合、いずれのご契約についても保険料の引き落としができませんのでご注意ください。
 「トータルアシスト住まいの保険」は、通常ご契約時の保険料は口座振替でのお支払いとなりますが、「セキスイハイムオーナーズ保険」ではセキスイハイム各社にて管理していますお客様の諸費用預り金から保険料相当額を充当します。
 地震保険をセットでご契約の場合(保険期間中に中途付帯する場合を含みます)などには、口座振替依頼書を別途ご提出ください。次年度以降の保険料はご指定の口座から振替します。
保険料の払込みが遅れたとき(払込猶予期間)
 自動継続となる地震保険料は保険証券に記載の払込期日までに払込みください。口座振替の場合は払込期日の翌々月末*7まで払込みの猶予がありますが、この払込猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合には、保険金をお支払できず、ご契約を解除させていただく場合があります。
 *7 ご契約者の故意・重過失がない場合に限りです。
保険期間および責任開始日時(保険の補償を開始するとき)について
 セキスイハイムオーナーズ保険では保険期間が5年から36年の整数年で設定してください。なお、保険責任は、始期日の午後4時に開始します。申込書に異なる時刻が記載されている場合は、その時刻から開始します。

⑥ 他の現存契約がある場合

他の現存契約とは、この保険契約以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の現存契約がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。他の現存契約の有無、他の現存契約がある場合の引受保険会社については、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。

⑦ 補償プランのご確認

ご契約される「補償プラン」について、申込書に記載されている内容をご確認ください。
 ※「保険の対象とするもの」、「保険期間」、「支払限度額(保険金額)」、「補償内容」、「特約」等につきましては、申込書の「補償プラン」の欄に記載されています。ご希望どおりの内容になっているかご確認ください。

⑧ 保険金をお支払いできない主な場合

以下の事由によって起こった損害に対しては保険金をお支払いできません。すべての内容を記載しているものではありません。
 ※お客様にとって不利益となる事項も掲載しておりますので、詳細は、「ご契約のしおり(約款)」に掲載している普通保険約款や特約の「保険金をお支払いしない場合」等をご参照ください。
住まいの保険の場合
 ●契約者、被保険者(補償を受けられる方)、またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反
 ●戦争・内乱その他これらに類似の事変や暴動
 ●地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失(地震火災費用保険金により一部お支払いする場合があります。地震保険のご加入をご検討ください)
 ●損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災
 ●給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後だからこそ、必ずご理解していただきたい大切な情報です。

生じた損害
●偶然な事故による破損等のうち、次のもの ●保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによるもの ●自然の消耗または劣化 ●建物の増築・改築や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣 ●すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き等の単なる外観上の損傷や汚損 ●電気的または機械的事故(特約により補償できる場合があります)
〈保険期間が5年の場合〉 ●保険の対象の置き忘れや紛失 ●液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害 ●以下の家財や身の回り品に生じた事故…携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等
家財を保険の対象とする場合でも、以下のものは保険の対象に含まれません。
●自動車や船舶等 ●クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ●設備・什器や商品・製品等 ●動物、植物等の生物 ●データやプログラム等の無体物 など
地震保険の場合
●地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に起こったもの
●保険の対象の紛失・盗難 など
1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)、設備・什器等は保険の対象となりません。

告知義務・通知義務等

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。
告知義務…申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります)。
通知義務…申込書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約のセキスイ保険サービスまたは東京海上日動にご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。
建物(または家財等を収容する建物)の構造または用途を変更した場合は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。
なお、通知義務の対象ではありませんが、以下の場合にも遅滞なくご連絡ください。
●ご契約者の住所等を変更した場合
●建物等を売却・譲渡する場合(保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合は、事前のご連絡が必要です)
●建物の増築、改築等によって保険の対象の価額が増加または減少した場合
●事故が発生した場合
ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことや、スムーズな保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

個人情報の取扱い

セキスイ保険サービスおよび東京海上グループ*8各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参

考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③東京海上日動と東京海上グループ各社との間または東京海上日動と東京海上日動の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること
*8「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。
東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、東京海上日動(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動のホームページをご参照ください。(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)

地震保険に関するご確認

地震保険の"ご加入の有無"、"ご契約内容"、"ご契約の対象が居住用建物または家財(高額貴金属等を除く)であること"等については、申込書の「補償プラン」の欄に記載されています。ご希望どおりのご契約内容になっているかご確認ください。
*地震保険にご加入いただかないときは、申込書の「地震保険確認欄」に○付けのうえ、ご署名が必要です。

Web約款について

「ご契約のしおり(約款)」の提供方法について、「冊子での送付」か「Web約款(東京海上日動ホームページ上でご覧いただく方法)」かをご選択ください。Web約款を新規にご選択いただいた場合は、東京海上日動より契約1件につきマンガロープ2本の植林に相当する金額を、植林を行うNGO等に寄付させていただきます。東京海上日動は地球温暖化防止活動を推進しています。

満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金

●満期返れい金・契約者配当金はありません。
●解約返れい金は解約時にお支払いできる場合があります。

その他ご契約時にご注意いただきたいこと

- ①ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、東京海上日動にお問い合わせください。
- ②セキスイ保険サービスおよびセキスイハイム各販売会社は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、セキスイ保険サービスと有効に成立したご契約については、東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- ③損害保険会社等の間では、保険金のお支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。
- ④個人契約の場合、地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となり、住まいの保険の保険料については保険料控除の対象となりません。(平成21年4月現在)
- ⑤建物をご契約される場合、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等から融資を受けている場合は東京海上日動でのお引受けができないことがあります。
- ⑥住まいの保険は預金等ではなく、預金保険のお支払いの対象とはなりません。
- ⑦この保険商品に関するお客様とお取引が、保険以外の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

1 クーリングオフしたいとき(クーリングオフ説明書)

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができる制度のことをいいます。クーリングオフできる場合
保険期間が1年を超えるご契約が対象です。ご契約者がご契約を申し込まれた日またはこの説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内(消印有効。普通便で可)であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。
クーリングオフの通知方法
上記期間内(8日以内の消印有効)に東京海上日動あてに必ず郵便にてご通知ください(下記の「記入例」をご参照ください)。
ご契約を申し込まれた代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

〈記入例〉

<p>下記の保険契約をクーリングオフします。</p> <p>申込人住所 氏名 (印) 電話 自宅 () 勤務先 ()</p> <p>●申込日: ●保険種類:住まいの保険 ●証券番号*1: ●ご契約の営業店: ●ご契約の代理店:</p>	<p>郵便はがき 100000004</p> <p>東京海上日動火災保険株式会社 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビルディング13階 東京海上日動 事務アウトソーシング案内 クーリングオフ受付係 行</p>
---	---

*1 申込書控の右上に記載しております。

ご返金について
クーリングオフされた場合には、すでに払込みいただいた保険料は、速やかにご契約者にお返しします。また、東京海上日動およびご契約のセキスイ保険サービスはクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、ご契約者からのお申出によりご契約を解除される場合は、始期日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。
以下のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。
●営業または事業のためのご契約
●法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
●通信による契約申込に関する特約により申し込まれたご契約
●金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等)等
※なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じており、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。



2 解約されるとき(解約と解約返れい金)

ご契約を解約される場合は、セキスイ保険サービスまたは東京海上日動にお申出ください。
●契約内容および解約の条件によっては、東京海上日動の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。
●地震保険の保険料については、解約された月の翌月以降も引き落としが発生することがありますのでご注意ください。

3 事故が起こったとき

- ①事故が発生した場合には、ただちにセキスイ保険サービスまたは東京海上日動にご連絡ください。
 - ②個人賠償責任等の法律上の損害賠償責任を補償する特約(オプション)をご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず東京海上日動とご相談いただきながらおすすめてください(東京海上日動による示談交渉サービスをご利用の場合も同様です)。
 - ③保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。
●建物登記簿謄本、印鑑証明、住民票等の被保険者(補償を受けられる方)または保険の対象であることを確認するための書類
●他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ④保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
 - ⑤保険金を支払うべき損害の額が1回の事故で支払限度額(保険金額)の100%となった場合*2、ご契約は損害発生時に失効します。地震保険においては、損害の認定が全損となり保険金をお支払いした場合、損害発生時に失効します。なお、この規定によりご契約が失効しないかぎり、保険金のお支払いにより支払限度額(保険金額)が減額されることはありません。
*2 保険の対象が建物の場合には「全損時の保険金支払に関する特約」により保険金が支払われたときを含みます。
 - ⑥損害保険金の他に、費用保険金が支払われる場合がありますので、8ページの「費用保険金」をご確認ください。
- 東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、裏表紙をご参照ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人*3」、またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*4まで補償されます。
 - 地震保険契約はすべてのご契約が全額補償対象となります。
- *3 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る)が対象です。
*4 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。